

## 簡易水道事業の上水道事業への統合について

### 1 事業統合の経緯と現状

本市は、小規模な飲料水供給施設を含めた簡易水道事業等を現時点で 77 箇所所有しており、その数は全国でも上位に位置しています。

本市の簡易水道事業等は、その施設の多くが中山間地域に点在しているため給水効率が悪く、運営経費も割高となっています。

このように本市の簡易水道事業等は経営基盤が脆弱であることから、事業の統合化・広域化を推進し、財務・技術基盤の強化を通じた効率的な経営体制の確立を図っていくことが喫緊の課題となっていました。

このため、本市は、厚生労働省による簡易水道施設整備に係る国庫補助金交付要綱等の改正<sup>\*</sup>を受けて、平成 28 年度末までに簡易水道事業等を上水道事業へ統合する「簡易水道事業統合計画書」を策定し、22 年 3 月に同省に提出して承認を受けています。

現在は、事業統合期限まで国庫補助を受けて、市農村整備課が簡易水道整備事業を実施しています。また、その整備事業の一部は、水道局が事務委任を受けており、23・24 年度はそれぞれ約 3 億円の事業を実施し、25～28 年度はそれぞれ 5 億円の事業を実施する予定としています。

<sup>\*</sup>簡易水道施設整備に係る国庫補助金交付要綱等の改正

厚生労働省は、平成 19 年 6 月に簡易水道に対する支援制度を維持しつつ、簡易水道の統合を重点的に促進するため、国庫補助制度の改正を行いました。主な改正内容は、簡易水道統合整備計画（基本的に同一市町村内の簡易水道事業を 28 年度までに他の水道事業に統合する計画）を 21 年度末までに策定し、厚生労働省が承認した場合、国庫補助対象の事業と認めるというものです。

## 2 事業統合の諸課題

平成 28 年度末の上水道事業への統合に向けて、**会計の統一化と事業の運営経費の不足分に対する一般会計からの繰り入れ、水道料金のあり方、水道施設の効率的な維持管理など**、様々な課題があります。これらの課題を解決するため、現在、水道局と市農林水産部とで「簡易水道統合に関する連絡会議」を定期的に行っています。

(参考)

水道の種類

種 別	内 容
水 道 事 業	一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいいます。ただし、給水人口が百人以下を除きます。
上水道事業	給水人口が 5 千人を超える水道事業
簡易水道事業	給水人口が 5 千人以下の水道事業
飲料水供給施設	給水人口が百人以下の人の飲用に供する水を供給する施設

## 簡易水道事業の上水道事業への統合について

### 1. 経緯

簡易水道事業は一般的に経営基盤が脆弱であるため、地域住民に対するサービス水準の向上等を図る観点から、地域の実状に応じ、事業の統合化・広域化を推進し、財務・技術基盤の強化を通じた効率的な経営体制の確立を図っていくことが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、厚生労働省は、簡易水道に対する支援制度を維持しつつ、簡易水道の統合を重点的に促進するため、補助制度の見直しを行い、平成19年6月に「簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱及び同取扱要領」を一部改正した。これに沿って、簡易水道事業等を平成28年度末までに上水道事業へ統合する「簡易水道事業統合計画」を策定し、今年度末までに厚生労働省へ提出して承認を得ることにより、平成28年度末までの簡易水道等の整備は、国庫補助を受けられるものである。

このため、平成19年度より市と水道局とで統合について協議を重ね、この度統合することを決定したものである。なお、「統合」とは、経営を上水道事業会計に一元化することを表しており、必ずしも管路で施設を接続することは条件ではない。

### 2. 本市の簡易水道事業等の現況と課題

本市は、小規模な飲料水供給施設を含め、簡易水道事業等を現時点で78箇所所有しており、全国でも上位に位置している。この内、多くの施設に老朽化・遠方監視機能の未整備等の問題があり、更に一部の施設では、配水池等の容量不足・クリプト汚染の可能性・濁り等の発生等の問題を抱えている。このため、早期に整備が必要なものが47箇所に上っている。

### 3. 統合の目的

(1)簡易水道を上水道に統合することにより、市民に安全・安心な水道水を安定的に供給し、均一で良質な水道サービスを実現することができる。具体的には、ア. 水道事業の一元管理(財政基盤・技術基盤の強化)、イ. 維持管理体制の強化、ウ. 危機管理体制の充実である。

(2)統合計画書を提出し承認を得ることにより、国庫補助事業として簡易水道施設を整備し、財政負担の軽減を図ることができる。

国庫補助の有無による一般財源の比較(事業期間H22～35の試算)

区分	百万円							
	A 総事業費	B 地元	C 国庫補助	起債	D 利息	E 交付税	F※ 一般財源	一般財源差額
国庫補助無し (起債事業)	5,013	592	0	4,421	1,749	1,959	4,211	—
内一部期間 国庫補助事業 (H22～28)	5,013	592	611	3,810	1,507	1,578	3,739	— 472

※ F = A - B - C - E + D

注：試算条件：国庫補助対象割合 80%、国庫補助率 25%

#### 4. 統合計画の概要

##### (1)統合時期

平成28年度末日までに統合する。平成29年度以降上水道事業となる。

##### (2)施設整備の方針

ア. 整備の優先度が高い施設から整備する。

(ア)緊急に整備する必要がある施設

- a. 年に数回発生する濁り等により、水質基準に不適合の可能性のある施設
- b. 指標菌の検出により、クリプト汚染の危険性が高い施設

(イ)地元管理施設

- a. 全市平均に比べて全般に老朽化が進行しており、速やかに整備する必要がある。
- b. 平成28年度までの整備には国庫補助が得られ、地元負担が軽減できる可能性もある。

(ウ)耐用年数が経過し、老朽化が進んでいる施設

イ. 地元管理施設の整備時期については、地元要望に配慮する。

ウ. 事業費縮減に努める。

(ア)基本的に現行の簡易水道設備の内使用できるものはできるだけそのままの形態で生かし、必要なものに限って整備を行う。上水道施設との接続(ハード統合)が可能な施設については将来的にそれが実施できるような整備方法とする。

(イ)管路は基本的にビニルパイプを主体とし、必要に応じて铸铁管等も採用する。

##### (3)整備計画概要

事業期間	H22~28	H29~35	計
事業数(箇所)	33	14	47
事業費(百万円)	3,057	1,956	5,013

##### (4)財政措置

ア. 一般会計繰入金

簡易水道事業は、民家が散在し人口が比較的少ない中山間地域等に多く展開していて経営効率が高いとは言えず、現在、一般会計から簡易水道事業費特別会計へ1年間に約3億円を繰り入れている。上水道事業に統合しても、不採算分について現在のの上水道利用者の料金値上げとにならないよう、一般会計から水道事業会計への繰入を行う。統合後も、必要な費用については、水道局と継続的に協議していく。

イ. 水道料金

(ア)現在、本市の簡易水道事業では、合併協議会の調整方針に基づき、平成28年度料金統一(約2,500円/φ13mm・20m<sup>3</sup>使用・月)に向けて順次料金改定を実施しており、これを計画どおり進めていく。(今後H22~24、H25~27、H28以降の3段階で改定する。)

(イ)平成28年度中に整備が完了しない地元管理簡易水道においても、平成28年度末日までに市管理に移行し、統一料金とする。

##### (5)その他

ア. 関係機関・住民への説明

(ア)地域審議会 本年4月に説明する。

(イ)地元 地域審議会終了後、整備順序を踏まえ、必要な簡易水道から4月以降順次説明する。